時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

内海に特別航則を設く可し

我軍艦千嶋が英國郵船ラヴエンナ號と衝突して七十餘名の乗組員諸共に沈沒したるは日本人民の深く遺憾と爲る所なり此事件に就ては彼の當局者に於ても特に注意する所ありて事後一月も經過せざるに東京に近き横濱の領事廳に海事審問を開き其陪席判事には技術專門の軍艦の艦長士官幷に商船の船長等を列席せしめ數回審問の末、判決を宣告したり其文に據れば英船は正當の航則を守りたるものなるが故に船長は無罪なりと云ふに在り凡そ裁判に於て一方が無罪なれば他の一方は言はずして自から有罪なるの例も少なからざれば此判決に從ふときは衝突の失策は彼に在らずして我に在るが如き感覺なきに非ざれども外國との交渉事件に時として偏頗の處置を免れざるは何處も同じ情勢なるが故に彼は彼の裁判に於て彼船長を無罪と認むるも我は我正當公平の軍法會議を公開して(我國の軍法會議は從來公開せざるの例なれども西洋諸國にては公衆の傍聽を許すこと通例なり)我艦長の處置の當否を審査判決することは當局者の責任なる可し特に目下海軍省の問題に就ては世上にも云々の説多き折柄なれば少なくとも其會議の詳細を世に公にして一日も早く人心を慰せんこと我輩の希望に堪へざる所なり

右は別問題として聞く所に據れば從來外國船の我内海を航するや往々無理なる航路を取りて之が爲めに屢ば他船をして避けしめ又は漁舟群集の中なぞを通過して覆沒破壞せしめたるの例さへも多し單に不時の災難として看過す可きものにあらず畢竟斯る不都合の生ずるは我内海に特定の航則なきが故なりと我輩の常に遺憾に思ふ所なり本來内海は讀んで字の如く眞の内海にして之を一家に喩へば庭前の泉水に異ならず唯便宜の爲めに他人の通過を許し置くまでの事なれば主人の都合に由り當分の内通行無用の札を立つるも他人に於て彼れ是れ云ふの權利はある可らず若しも一旦かゝる禁制を定むるときは外船の西より東に來るものは氣の毒ながら關門沖を經て四國沖を迂回するの公道に由るの外なかる可し然れども斯の如き窮屈の處置は公共の便利に少なからざる關係を及ぼして主人の好まざる所なれば爰に嚴重なる特別航則を設け苟も内海を通過する船艦は内外の區別なく確く之を守らしむること適當の處分なる可し抑も我内海には屈曲の多き處あり嶋峽の散在する處あり、海幅の殊に狹き處あり、潮流の急激なる處あり、漁舟の群集する處あり、海底深淺の差、遽に變ずる處あり千差萬別にして航海者は注意に注意を加ふ可き處なり而して航則を定むるにも精粗の別あれ共先づ其大體を云へば一千噸以上の船舶は晝間は七八ノット日沒後夜間は五六ノットの速力と定め殊に前述の如き難處を經過し又は兩船相遇ふときは更に速力を遲緩ならしめ又船中に於ては甲板上に在る見張番の數を二倍し通常二人のものなれば内海通過の間は四人と爲し四人なれば八人と爲して一層見張に注意せしめ又舵取の人數も増して臨時急遽の令に應じ得るの用意肝要なり其他舷燈は殊に光力明透のものを用ひしむる等最も大切なる可し陸上の市街に於てさへ車馬の往來には自から法則ありて一定の速力を超ゆることを許さず又曲角、橋梁等の場所に至れば進行を遲緩ならしむる等夫れ〳〵の定めあることなれば況して危險の多き海上の船舶には取締の規則を欠く可らず彼の蘇士運河の如き嚴重の航則あるは世人の遍く知る所なるに今日に至るまで我内海に此設なかりしこそ我輩の遺憾とする所なれ

總て海上船舶の衝突は航海者の最も恐れ且戒むる處にして外國の水夫中に行はるゝ左の唱歌の一節を見ても其警戒の情を見るに足るべし

Both in safety and in doubt
Always keep a good look-out;
In danger, with no room to turn,
Ease her! — stop her! — go astern!

唯人情安きに慣れ易く久しく危險に遇はざれば次第にづるくなりて自然油斷の情を生じ遂に不慮の出來事を見るの常なれば我内海に特別航則を設け航海者をして警省の念を起さしむるの一事は何人と雖も異議なき所なる可し我輩は當局者に向て一日も早く其制定を希望する者なり

官報

○警視廳告示第一號

左記前嶋浩象外一名ハ明治二十五年一月勅令第十一號豫戒令第一條第三號ニ該當スルモノト認メ客年十二月二十八日及三十日ニ於テ豫戒命令ヲ執行シタリ

明治二十六年一月七日　警視總監園田安賢

高知縣　前嶋浩象
東京府　有川常三郎

警視廳告示第一號參照

勅令第十一號豫戒令(明治二十五年一月二十八日)抄錄

第一條　警視總監北海道廳長官府縣知事ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持スル爲メ左ノ事項ニ該當スル者ト認ムルトキハ豫戒命令ヲ爲スコトヲ得

三　公私ヲ問ハス他人ノ業務行爲ニ干渉シテ其自由ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル者

○東京市告示第一號

京橋區役所本月八日同區日吉町(十五十六)番地ニ移轉ス

明治二十六年一月七日　東京市參事會　東京府知事富田鐵之助

雜報

○廿五年外國貿易　以來我國の外國貿易年を追ふて増進し年一年に其高を増し來るは國の爲め最も祝すべき事なりとす今大藏省主稅局の調査を見るに廿五年は前年に比して又著しく進歩せり左に諸開港場に於ける兩年輸入品の高を比較す

	廿五年輸入	廿四年輸入		増減
横濱	三一、三二八、九〇四圓	二八、九八二、八一五圓	増	二、三四六、〇八九圓
神戶	三〇、六九八、一七六	二五、七〇〇、五〇一	増	四、九九七、六七五
大坂	五、五四七、三七〇	四、〇八四、七〇四	増	一、四六二、六六六
長崎	二、九三一、七六四	二、九三二、一三三	減	三六九
函館	一二、一〇〇	二一七、四八〇	減	二〇五、三八〇
其他諸港	八〇六、四六二	一、〇〇九、六三二	減	二〇三、一七〇
總計	七一、三二四、七七八	六二、九二七、二六五	増	八、三九七、五一一

昨年は銀貨大に下落して輸入貿易には一大障碍を與へたるにも拘はらず横濱、神戶、大坂の三大開港場に於ては輸入貿易大に増加し長崎、函館、其他諸港に於て些額の減少ありしも其増減を差引くときは詰り二十五年の輸入高は前年より八百三十九萬七千五百十一圓を増して一割三分三厘餘の進歩なり輸入貿易に不便なる昨年に於て尚且つ一割三分三厘餘の増進を現はす國力發達の勢頗る強大なるを見るべし

輸入貿易の進歩尚且つ此の如く輸出に至ては更に著しきものあり即ち各港に於ける兩年の輸出高比較は左表の如し

	廿五年輸出	廿四年輸出		増減
横濱	[illegible]	[illegible]		[illegible]
神戶	[illegible]	[illegible]		[illegible]
大坂	[illegible]	[illegible]		[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]		[illegible]
函館	[illegible]	[illegible]		[illegible]
其他諸港	二、八七六、〇八三	二、七九〇、六二六	増	八五、四五七
總計	九一、一〇二、七五〇	七九、五二七、二七〇	増	一一、五七五、四八〇

右の如く輸出は大に増加し前年より増すこと一千百五十七萬五千四百八十圓にして一割四分五厘餘の進歩なり其各港に於ける有樣を見るに横濱は殆んど前年より三割を増し大坂函館其他諸港孰れも増加したり輸出の盛んなるは素より世人の豫期せし處なれども斯の如きは殆んど意想の外なるべし其影響全國に及ぼして今日の盛況を來したるも所以なきに非ざるを見る斯くて二十五年度輸出輸入の總高は

一億六千二百四十二萬七千五百廿六圓

にして前年よりは一千九百九十七萬二千九百九十一圓を増し一割四分餘の進歩なり

又金銀の輸出入を見るに

	輸出金銀	輸入金銀	輸入超過
廿五年	九、七六一、七五三圓	二二、八八三、七五六	一三、一二二、〇〇三
廿四年	一、四五二、九六三	一三、八八八、五二六	一二、四三五、五六三

金銀の輸入も亦前年より増すこと六十八萬六千四百四十圓にして二十四、二十五の兩年間に金銀の輸出入は差引き我國に二千五百五十五萬七千五百六十六圓を輸入したるものなり

次に貿易より得る所の收稅も昨年は五百六十萬九千七百二十二圓にして前年より増すこと三十四萬六千二百五十一圓なりし

○新年の議案　明日より順次、衆議院の議事に上るべき議案は別項の議事日程に記載せしもの丶外法律案は二十一、上奏及建議案は十一、請願中院議に付すべきもの六にして都合三十八件なれどもこは皆舊臘の納會當日迄に提出せしもの丶みなれば明日より又々新議案の續出することならん(因に記す左記の諸議案と明日の日程に上りしものとの外に尚ほ特別委員審査中の議案もあるものと知るべし)

○法律案

一　郡制改正法案　第二讀會
二　海關稅法案(鈴木昌司氏外四名提出)　第一讀會
三　北海道水產稅則廢止法案(百武萬里氏外三名提出)　同
四　明治廿一年勅令第六十一號追加法律案(同上提出)　同
五　營業稅雜種稅規則を北海道に施行する法律案(同上提出)　同
六　地方稅規則を北海道
七　北海道議會法律案(同
八　車稅規則廢止法律案(
九　船稅規則改正法案(加
十　議院法改正案(加藤
十一　明治廿二年法律第十
十二　裁判所管轄區域變更
十三　外國に輸出する物品
　　興平氏外十名提出)
十四　官有財產管理法案(
十五　二十二年法律第廿八
　　一名提出)
十六　生絲檢查所法案(
十七　昆布輸出稅免除法律
十八　特別輸出港追加法律
十九　徵兵令猶豫年限改正
二十　酒精營業稅法案(特別
廿一　酒造稅則附則中改正

○上奏及建議案

一　豫戒令廢止建議案(
二　條約改正上奏案(
三　生絲檢查所設置の建
四　製鐵所設立に關する
五　日本銀行に關する建
六　中學校令改正建議案
七　高等中學官制改正建
八　海底電線布設に關す
九　關西帝國大學新設に關
十　蠶業傳習所設置の建
十一　下等工手學校設置の

○請願の議案

一　鍼治術取締の請願
二　揉操の請願
三　金祿公債證書下附の請
四　國寶保存法律制定の
五　四大川治水費國庫支
六　海底電線架設の請願

○郡長の轉任、郡
木郡長たりし池袋啓造
に關して縣下人民の感
豐田郡長に轉任したる
去る三日新年宴會を名
氏が既往の事歷を述べ
を頂くを欲せずとて直
なり尙ほ萬一にも兩郡
時は兩郡内の町村長
功會議員等凡そ公共の
し池袋氏の下に立ちて
るよし

○奥羽北越連絡鐵
び奥羽線とを連絡せん
は若松より今市に達せ
鐵道敷設法第一章第二
若松を經て白河本宮近
新津より福島縣下若松
と修正し同法第七條に
會津の田島村に事務所
なりと云ふ

○宮城縣桃生郡
數十名の大會を開き地
幷に高等中學校廢棄等
からざれば委員を撰定
とて阿部彥五郎、伊藤
四氏を撰出し先發とし

○内國商品陳列館
館去月中縱覽人員は一
百十三人出品販賣高六
の統計は左の如し

月別	縱覽
一月	一二、
二月	一五、

○山ノ手線通發車時刻(新橋赤羽間)　新橋發(赤羽行)　午前八時十分、午前九時、二…十時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發(新橋行)…